

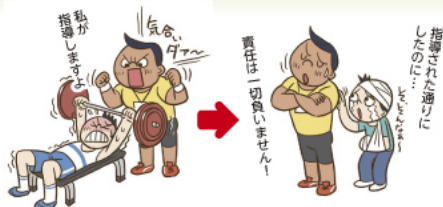
消費者と事業者の契約ルール 消費者契約法(Ⅲ)

消費者に一方向的に不利益な契約条項は無効となります

① 事業者の損害賠償責任を免除する条項

- 当スポーツクラブ内でケガをしても、一切責任は負いません。
- いかなる理由があっても損害賠償責任は〇〇円を限度とします。

例



② 消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等

当結婚式場の契約をキャンセルする場合は、使用日の1年前から契約金額の60%を申し受けます。

例



③ 消費者の利益を一方向的に害する条項

- 契約どおり、退去するならテレビや冷蔵庫の電気ヤケを直してください。
- 駐車場代は月1万円、期限までに支払わないと一日につき100円(年利350%以上!)の遅延延滞金がかかります。

例



最終的には個別具体例に即し司法の場において判断されます。